



(明倫中学校 HP)

苫小牧市立明倫中学校 学校だより 令和8年度 特別号 (4月24日)

生徒 **まんなか** 学校課題 →

よし! やってみよう



明倫



— 明るい心で 正しい道を歩む —

デジタルデータの利活用について

昨年6月下旬に道外の複数の教員が女子児童を盗撮し、画像などをSNS上のグループで共有したとして逮捕される事件が報道され、全国に大きな衝撃を与えました。道内においてもこの事件に関連し、石狩管内の中学校教諭が、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで逮捕されました。

これを受け、苫小牧市立学校における私物の端末・スマートフォン等の取扱いについては、「道立学校における私物の端末・スマートフォン等の取扱いについて」に準じた取扱いとなり、次の2点について、これまでとは大きく変更となりました。

- (1)私物の端末・スマートフォン等での児童生徒の撮影は禁止。撮影は学校が所有又は管理する端末やカメラ等でのみ。
- (2)学校が所有又は管理する端末やカメラ等で撮影したデータは、速やかに校長及び校長が指名した職員のみがアクセスできるフォルダに移動。

これを踏まえ、本校では私物端末や撮影及びデータの管理について、次のように取り扱い、引き続き利活用していくことにします。新年度の始まりにあたり、保護者並びに生徒の皆さんと共有します。確認をお願いします。

【撮影の目的】①教育活動の記録

②生徒・保護者の皆さんと思い出と成長の様子の共有

【撮影機材】学校が所有又は管理する端末やカメラ等

【データの利用】各種通信や掲示物、その他広報物 *HPには使用しません

【データの管理】速やかに学校共有フォルダにデータを移動し、一定期間後、校長及び校長が指名した職員のみがアクセスできるフォルダで管理

なお児童生徒が活動する場所での私物端末・スマホ等を使用については、次のいずれかに該当する場合、所定の手続きを経た上で、管理職の許可の下、持ち込むことができるようにすることを申し添えます。

- (1)児童生徒の健康や安全確保の観点から直ちに連絡する必要がある場合
- (2)授業等の教育活動であって私物端末・スマホ等を使用せざるを得ない場合
- (3)職員の個別の事情を考慮し校長が必要と認めた場合

以上、御理解の程よろしくお願い申し上げます。何か不安や疑問があれば、遠慮なくお問い合わせください。(鏡)